

第1章 都市計画

まちづくり政策課、交通政策課

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備に向け、農林漁業との調和を図りつつ、文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを理念とし、土地利用、都市施設及びその他の計画を定めている。

平成10年3月に都市計画の基本的な方針となる平塚市都市マスタープランを策定し、平成19年に平塚市総合計画が改定されたことを受けて、平成20年10月に平塚市都市マスタープラン（第2次）を策定している。なお、平塚市都市マスタープラン（第2次）については策定後、約10年が経過し、時代背景や社会情勢が変化していることを受け、平成28年度より一部改訂を進めている。

第1節 市街化区域及び市街化調整区域

都市計画法（昭和44年6月施行）に基づき、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的に都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域（全市域）が、市街化区域（既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）及び市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）に区分されている。昭和45年の当初決定以降、7回の見直し及び土地区画整理事業による保留区域の市街化区域編入が行われている。

区域区分の推移

| 決定年月日 | 市街化区域 | 市街化調整区域 | 合計 | 備考 |
|--------------|------------|------------|---------|-------------------|
| 昭和45. 6. 10 | 2,956.2 ha | 3,831.8 ha | 6,788ha | 決定 |
| 昭和54. 3. 30 | 3,080 ha | 3,708 ha | 6,788ha | 変更(第1回見直し) |
| 昭和59. 11. 2 | 3,017 ha | 3,771 ha | 6,788ha | 〃(第2回見直し) |
| 平成2. 12. 25 | 3,017 ha | 3,771 ha | 6,788ha | 〃(第3回見直し) |
| 平成6. 4. 1 | 3,073 ha | 3,715 ha | 6,788ha | 〃(真田地区、五領ヶ台地区の編入) |
| 平成7. 3. 24 | 3,095 ha | 3,693 ha | 6,788ha | 〃(東豊田地区の編入) |
| 平成9. 3. 28 | 3,083 ha | 3,705 ha | 6,788ha | 〃(第4回見直し) |
| 平成13. 11. 20 | 3,084 ha | 3,704 ha | 6,788ha | 〃(第5回見直し) |
| 平成22. 3. 23 | 3,086 ha | 3,702 ha | 6,788ha | 〃(第6回見直し) |
| 平成27. 8. 28 | 3,154 ha | 3,634 ha | 6,788ha | 〃(ツインシティ大神地区の編入) |
| 平成28. 11. 1 | 3,152 ha | 3,636 ha | 6,788ha | 〃(第7回見直し) |

第2節 地域地区

1 用途地域

用途地域の根幹は、昭和25年制定の建築基準法に基づいて定められたもので、その後、都市計画法、建築基準法の改正に伴い、昭和45年に従来の4の用途地域を8の用途地域に改め、地域ご

とに建蔽率を指定し、昭和48年に容積率を定めた。その後、区域区分の見直しや全市的な見直しに基づいて変更されてきたが、平成4年6月の都市計画法、建築基準法の改正に伴い、平成8年5月に従来の8の用途地域を12の用途地域に改めている。その後、区域区分の見直しや都市計画提案を踏まえた変更等に伴う指定区域の変更を行っている。

用途地域指定状況（平成28.11.1告示）

| | 住居第一種低層 | 住居第二種低層 | 住居第一種中高層 | 住居第二種中高層 | 住居第一種地域 | 住居第二種地域 | 準住居地域 | 近隣商業地域 | 商業地域 | 準工業地域 | 工業地域 | 工業専用地域 | 計 |
|---------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|-------|--------|------|-------|------|--------|-------|
| 面積 (ha) | 363 | 0.7 | 911 | 24 | 792 | 5.5 | 7.7 | 188 | 90 | 316 | 138 | 316 | 3,152 |
| 割合 (%) | 11.5 | 0.0 | 28.9 | 0.8 | 25.1 | 0.2 | 0.2 | 6 | 2.9 | 10 | 4.4 | 10 | 100 |

2 高度地区

昭和62年3月にJR東海道本線以南の第一種中高層住居専用地域の一部に、中高層建築物による日照障害や電波障害などの都市環境の悪化を防ぎ、良好な住居環境を保全するために、建物の高さの最高限度を15mとする高度地区を指定した。その後、平成2年12月に区域の一部を変更している。

さらに、平成20年9月に住居系、商業系、工業系などの地域特性に合わせた良好な市街地環境の維持、保全を図るため、市街化区域全域（第一種低層及び第二種低層住居専用地域を除く）へ高度地区を拡大変更した。その後、区域区分の見直しや都市計画提案を踏まえた変更等に伴う指定区域の変更を行っている。

地区指定状況（平成28.11.1告示）

| 種類 | 面積 | 区域 |
|----------------------------|----------|---|
| 第1種高度地区 (最高限度12m) | 約172ha | 第一種中高層住居専用地域の一部、第一種住居地域の一部 |
| 第2種高度地区 (最高限度15m) | 約2,018ha | 第一種中高層住居専用地域の一部、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域の一部、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域 近隣商業地域（容積率200%） |
| 第3種高度地区 (最高限度20m) | 約54ha | 近隣商業地域（容積率300%） |
| 第4種高度地区 (最高限度31m) | 約544ha | 商業地域、工業専用地域、工業地域* |
| *工業地域内の工業系用途以外の建物は、最高限度15m | | |

3 防火地域及び準防火地域

昭和33年3月に市の中心部を防火地域に指定し、その後、数回の変更により商業地域及び近隣商業地域に防火地域及び準防火地域の指定を拡大した。

さらに、昭和62年には用途地域の見直しに併せ、また、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されていることを踏まえ、災害に強い都市づくりを進めるため、防火・準防火地域を大幅に拡大変更した。その後、区域区分の見直しや都市計画提案を踏まえた変更等に伴う指定区域の変更を行っている。

地域指定状況（平成28.11.1告示）

| 種 類 | 面 積 | 区 域 |
|-------|-----------|--|
| 防火地域 | 約 90ha | 容積率400%以上の区域 (商業地域の全部) |
| 準防火地域 | 約 1,908ha | 建蔽率60%かつ容積率200%以上で工業系用途地域を除く区域 (第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域及び近隣商業地域の全部、第一種中高層住居専用地域及び準工業地域の一部) |

4 風致地区

昭和31年2月に湘南海岸風致地区として、約171haの地域が指定を受け、海岸地区の美観を永く維持することになった。昭和45年6月に神奈川県風致地区条例の施行に伴い、昭和45年9月に風致地区の面積を96.2haに変更、昭和48年5月にこの地域を特別地区及びその他の地区に指定替えを行った。

なお、平成11年4月に神奈川県風致地区条例の一部改正により特別地区は第1種、その他の地区は第4種風致地区に名称が変更された。平成22年1月には第1種風致地区の一部を第3種風致地区へ変更した。

平成26年10月には、平塚市風致地区条例の制定により、緑化の基準を追加し、更なる風致の維持に努めている。

地区指定状況（平成22.1.15告示）

| 名 称 | 種 別 | 区 域 | 面 積 |
|----------|---------|-----------------------------------|---------|
| 湘南海岸風致地区 | 第1種風致地区 | 千石河岸、高浜台、袖ヶ浜、龍城ヶ丘、虹ヶ浜、撫子原、唐ヶ原の各一部 | 約79.7ha |
| | 第3種風致地区 | 高浜台、龍城ヶ丘、虹ヶ浜、撫子原の各一部 | 約3.9ha |
| | 第4種風致地区 | 唐ヶ原の一部 | 約12.6ha |

5 駐車場整備地区

円滑な道路交通を確保し、また駐車施設を欠くために生じる都市機能の障害を未然に防止するため、昭和57年8月に平塚駅周辺の商業地域約80.7haを駐車場整備地区に指定している。

6 生産緑地地区

平成3年4月に生産緑地法が改正され、市街化区域内農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分することになった。

「保全する農地」については、優れた緑地機能の役割を果たす農地等を計画的に保全し、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図るため生産緑地地区として、平成4年11月に約50.4 haを決定し、その後も毎年追加や変更を行っている。

地区指定状況(平成28. 11. 30 告示)

| 面 積 | 箇 所 数 |
|-----------|-------|
| 約 42.7 ha | 302 |

第3節 都市計画道路

都市計画道路は、昭和21年8月に平塚駅海岸線ほか30路線、延長52,050mの幹線道路の計画決定を行い、戦災復興事業の進捗とともに整然たる道路網を形成し、整備が進められた。昭和31年12月には道路整備10か年計画案を作成し、隣接市町と協議を行うとともに、国、県とも協議を重ね、10か年計画案の修正を行い、昭和36年8月に計画道路の追加及び一部変更を行った。

市域が扇形であることから、道路網は市街地から放射状に伸び、それを郊外で環状線が横に連絡している。放射状線は本厚木駅へ伸びる国道129号と主要地方道の平塚伊勢原線、平塚海岸秦野線などに代表されるが、その間に市西部とを接続する八幡神社土屋線、北部とを接続する東浅間大島線など、幅員12～22mの道路が一部開通又は完了している。また、環状線では、湘南新道、萩原八幡線などを中心に外環状、内環状道路を整備中である。

平成24年4月に都市計画道路の見直しの基本的な考え方として「平塚市都市計画道路見直し計画」を策定した。この計画に基づき、平成25年11月までに3路線について全線廃止又は一部区画廃止を行った。

現在、計画決定されている都市計画道路は、49路線、総延長114,660mであり、このうち整備済総延長は79,560m(69.4%)で、33路線については事業が完了している。

平塚都市計画道路一覧表

平成27年3月31日現在

| 番号 | 路線番号 | | | 路線名 | 位置 | | 代表幅員(m) | 計画延長(m) | 整備済延長(m) |
|----|------|----|----|------------|-------------|----------------------|---------|---------|----------|
| | 区分 | 規模 | 番号 | | 起点 | 終点 | | | |
| 1 | 1 | 4 | 1 | 新湘南国道 | 須賀字下河原 | 唐ヶ原 | 20.2 | 4,130 | 0 |
| 2 | 3 | 2 | 1 | 駅前大通り線 | 宝町 | 宮の前 | 36 | 400 | 400 |
| 3 | 3 | 2 | 2 | 国道一号線 | 馬入本町 | 大磯町大字花水橋西詰 | 30 | 3,500 | 3,500 |
| 4 | 3 | 3 | 1 | 平塚駅海岸線 | 代官町 | 高浜台 | 25 | 1,180 | 1,180 |
| 5 | 3 | 3 | 2 | 八幡須賀線 | 四之宮字諏訪前 | 千石河岸 | 22 | 3,810 | 3,810 |
| 6 | 3 | 3 | 3 | 八王子平塚停車場線 | 宮松町 | 大神字一之堰 | 22 | 5,800 | 4,610 |
| 7 | 3 | 3 | 4 | 東海道本通り線 | 馬入本町 | 平塚字南側 | 22 | 2,560 | 2,560 |
| 8 | 3 | 3 | 6 | 湘南新道 | 四之宮字下河原 | 万田字八重久保 | 25 | 7,700 | 1,240 |
| 9 | 3 | 3 | 7 | 八幡神社土屋線 | 浅間町 | 南金目字西久保 | 22 | 8,430 | 3,750 |
| 10 | 3 | 3 | 8 | 平塚海岸秦野線 | 虹ヶ浜 | 南金目字西久保 | 22 | 9,880 | 1,050 |
| 11 | 3 | 3 | 9 | 平塚伊勢原線 | 龍城ヶ丘 | 城所字大門前 伊勢原市岡崎字大割 | 22 | 6,900 | 6,900 |
| 12 | 3 | 4 | 1 | 海岸南中線 | 袖ヶ浜 | 浅間町 | 18 | 2,100 | 2,100 |
| 13 | 3 | 4 | 2 | 平塚駅稲荷山線 | 夕陽ヶ丘 | 高浜台 | 18 | 1,020 | 1,020 |
| 14 | 3 | 4 | 3 | 須賀久領平塚中学校線 | 夕陽ヶ丘 | 黒部丘 | 18 | 1,960 | 1,610 |
| 15 | 3 | 4 | 4 | 平塚大磯海岸線 | 札場町 | 撫子原 | 18 | 3,160 | 3,160 |
| 16 | 3 | 4 | 5 | 萩原八幡線 | 八幡字下高間 | 大磯町大字高麗 | 16 | 5,120 | 2,320 |
| 17 | 3 | 4 | 6 | 上粕屋南金目線 | 北金目字六反田・上川原 | 真田字向田 秦野市鶴巻字大所・曲戸 | 16 | 1,410 | 1,410 |

| 番号 | 路線番号 | | | 路線名 | 位置 | | 代表幅員(m) | 計画延長(m) | 整備済延長(m) |
|-----|------|----|----|-----------|-----------|-----------|---------|---------|----------|
| | 区分 | 規模 | 番号 | | 起 点 | 終 点 | | | |
| 18 | 3 | 4 | 7 | 東海大学前駅真田線 | 真田字車橋 | 真田字池田・寺尾 | 16 | 880 | 880 |
| 19 | 3 | 4 | 8 | 北金目真田線 | 北金目字小道・塚越 | 真田字大原 | 16 | 1,080 | 885 |
| 20 | 3 | 4 | 9 | 倉見大神線 | 大神字上堤外 | 大神字一之堰 | 18.5 | 1,070 | 0 |
| 21 | 3 | 4 | 10 | ツインシティ大神線 | 大神字上内出 | 大神字二之堰・下堰 | 18 | 750 | 0 |
| 22 | 3 | 5 | 1 | 三島神社後谷線 | 代官町 | 天沼 | 15 | 1,000 | 1,000 |
| 23 | 3 | 5 | 2 | 南町通東浅間線 | 紅谷町 | 浅間町 | 15 | 630 | 630 |
| 24 | 3 | 5 | 3 | 柳町諏訪町線 | 平塚字西上ノ台 | 中里 | 15 | 690 | 200 |
| 25 | 3 | 5 | 4 | 桜ヶ丘花水川橋線 | 大磯町高麗三丁目 | 桜ヶ丘 | 13 | 460 | 460 |
| 26 | 3 | 5 | 5 | 蔵邸川端線 | 千石河岸 | 札幌町 | 15 | 630 | 630 |
| 27 | 3 | 5 | 6 | 平塚駅須賀港線 | 代官町 | 幸町 | 15 | 1,340 | 1,340 |
| 28 | 3 | 5 | 7 | 南町通線 | 紅谷町 | 紅谷町 | 15 | 150 | 150 |
| 29 | 3 | 5 | 8 | 平塚山下線 | 明石町 | 出縄字入海・池ノ前 | 15 | 4,370 | 2,875 |
| 30 | 3 | 5 | 9 | 後谷八幡裏線 | 中堂 | 浅間町 | 15 | 1,240 | 1,240 |
| 31 | 3 | 5 | 10 | 須賀打越羽衣町線 | 代官町 | 八重咲町 | 15 | 960 | 960 |
| 32 | 3 | 5 | 11 | 中川尻線 | 撫子原 | 大磯町高麗三丁目 | 13 | 1,130 | 1,130 |
| 33 | 3 | 5 | 12 | 寺町川端線 | 千石河岸 | 千石河岸 | 15 | 350 | 250 |
| 34 | 3 | 5 | 13 | 宝町通線 | 宝町 | 老松町 | 15 | 400 | 400 |
| 35 | 3 | 5 | 14 | 馬入一号線 | 榎木町 | 四之宮字道下 | 15 | 3,400 | 3,400 |
| 36 | 3 | 5 | 15 | 東浅間大島線 | 浅間町 | 大島字枝 | 12 | 6,170 | 4,940 |
| 37 | 3 | 5 | 16 | 旭伊勢原線 | 万田字鳴子谷戸 | 片岡字中麦田 | 12 | 3,920 | 2,665 |
| 38 | 3 | 5 | 17 | 伊勢原藤沢線 | 田村字天神下 | 大島字林戸 | 12 | 2,750 | 2,750 |
| 39 | 3 | 5 | 18 | 大句丸島線 | 城所字新田土腐 | 岡崎字桜畑 | 12 | 1,880 | 1,880 |
| 40 | 3 | 5 | 19 | 国道134号線 | 須賀字下河原 | 唐ヶ原 | 14.5 | 4,130 | 4,130 |
| 41 | 3 | 5 | 20 | 五領ヶ台循環線 | 公所字内沢 | 公所字内沢 | 14 | 1,520 | 1,520 |
| 42 | 3 | 5 | 21 | 五領ヶ台南線 | 上吉沢字新宿 | 公所字内沢 | 14 | 460 | 385 |
| 43 | 3 | 5 | 22 | 五領ヶ台西線 | 千須谷字コナラ山 | 上吉沢字市場 | 14 | 470 | 470 |
| 44 | 3 | 5 | 23 | 東豊田工業団地線 | 東豊田字道下 | 南豊田字大縄橋 | 15 | 1,490 | 1,490 |
| 45 | 3 | 5 | 24 | 東豊田南線 | 東豊田字道下 | 東豊田字道下 | 15 | 140 | 140 |
| 46 | 3 | 5 | 25 | 東豊田北線 | 東豊田字道下 | 東豊田字道下 | 13 | 170 | 170 |
| 47 | 3 | 6 | 1 | 平塚駅花水線 | 紅谷町 | 平塚字東清水 | 11 | 1,060 | 1,060 |
| 48 | 3 | 6 | 2 | 平塚駅八重咲町線 | 八重咲町 | 八重咲町 | 11 | 460 | 460 |
| 49 | 8 | 7 | 1 | 五領ヶ台中央線 | 公所字内沢 | 片岡字棒山 | 6 | 450 | 450 |
| 合 計 | | | | | | | | 114,660 | 79,560 |

■ は全線整備済み

※ 整備済延長とは、改良済延長及び概成済延長の合計を示す。

※ 改良済とは、道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路。

※ 概成済とは、概ね計画幅員の2/3以上、又は4車線以上の幅員を要する道路。

第4節 地区計画

地区計画制度は、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るため、地区を単位として住民の意見を十分に反映させながら、道路、公園等の公共施設の配置及び規模、あるいは建築物の形態等について総合的な計画を策定し、この計画に基づいて建築又は開発行為を規制、誘導することにより、良好なまちづくりを進めることを目的とするものである。

現在8地区で都市計画決定している。

地区計画指定状況

| 名 称 | 位 置 | 面 積 | 建築物等に関する制限事項 |
|--|--|----------|---|
| 日向岡地区 平成2. 4. 2告示 (平成8. 5. 10変更) | 日向岡一丁目、 日向岡二丁目地内 | 約35.7 ha | 建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造 |
| 真田地区 平成6. 4. 1告示 (平成16. 3. 5変更) | 真田地内 | 約12.4 ha | 建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造 |
| 五領ヶ台地区 平成6. 4. 1告示 (平成19. 7. 20変更) | めぐみが丘一丁目、 めぐみが丘二丁目地内 | 約37.5 ha | 建築物の用途、建蔽率、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造、土地利用、その他 |
| 東豊田地区 平成7. 3. 24告示 (平成10. 11. 16変更) | 東豊田字道下、字散田 及び字川合並びに豊田 打間木字川端地内 | 約22.3 ha | 建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造 |
| 富士見町地区 平成17. 11. 29告示 | 富士見町、豊原町地内 | 約11.4 ha | 建築物の用途、高さの最高限度、容積率の最高限度、かき・さくの構造 |
| 真田・北金目地区 平成18. 12. 12告示 (平成26. 12. 17変更) | 真田一丁目、真田二丁目、 真田三丁目、北金目一丁目、 北金目二丁目、北金目三丁目及び 北金目四丁目地内 | 約68.7 ha | 建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造 |
| 天沼地区 平成26. 9. 5告示 | 天沼、堤町、東八幡一 丁目及び宮松町地内 | 約18.9 ha | 建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、壁面後退区域における工作物設置の制限、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造、緑化率の最低限度 |
| ツインシティ大神地区 平成27. 8. 28告示 | 大神地内 | 約68.8 ha | 建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造、緑化率の最低限度 |

第5節 市民主体のまちづくり

本市のまちづくりは、市政運営の基本となる指針を示した総合計画のほか、将来のまちづくりの姿や目標、方針などを定めた都市マスタープランなどを指針に進めている。そして、まちづくりを市民、事業者、市が協働で進めるためのしくみや手続き、基準を定めた「平塚市まちづくり条例」を平成20年7月1日に施行した。この条例では、市民が主体となってまちづくりを進めるために、「地区まちづくり」、「都市計画提案制度」、「地区計画等の原案の申し出制度」など、市民の自主的なまちづくり活動を支援するしくみを設けている。また、市民、事業者、市による協働のまちづくりを進めるため、市民が主体的にまちづくりに関わることができるように、情報の提供、必要な助言、学習の機会の提供など様々な支援を行っている。

地区まちづくり協議会認定状況（条例第10条）

| 団体の名称 | 計画又は実践活動 対象区域・面積 | 活動の目的及び方針 |
|---|---------------------|---|
| 湘南ひらつか・ゆるぎ地区 活性化に向けた協議会 平成22. 11. 10 認定 | 吉沢地区 490.5ha | 吉沢地区の地域問題を解決するため、地域の活性化を検討し、実践していくことを目的とし、『恵まれた自然環境をいかして地域を活性化し、交流の輪を次世代につなぐまちづくり』を目指す。 |
| 袖ヶ浜地区まちづくり協議会 平成24. 2. 2 認定 | 袖ヶ浜地区 0.67ha | 袖ヶ浜地区は日当たりがよく緑に囲まれ、低層住宅が建ち並び、良好な住環境が形成された地域である。中高層建築物等の建築による居住環境の悪化を防ぎ、良好な住環境の維持・保全を図ることを目的とする。 |
| 袖ヶ浜東部の環境を守る会 平成26. 7. 31 認定 | 袖ヶ浜地区 1.16ha | 袖ヶ浜地区の景観の維持、快適な生活環境の形成、人と自然が調和したやすらぎのあるまちづくり、子ども・高齢者に安全で安心なまちづくりを目指す。また、低層の戸建て中心のまちづくりを目指す。 |
| 龍城ヶ丘の環境を守るまちづくり協議会 平成27. 12. 3 認定 | 龍城ヶ丘地区 0.48ha | 快適で緑の多い、自然豊かなまちを守り育て、低層住宅を中心とした住環境を保全し、子どもや高齢者も安心して暮らせるまちづくりを図っていくことを目的とする。 |

地区まちづくり計画認定状況（条例第 11 条）

| 団体の名称及び計画の名称 | 計画又は実践活動対象区域・面積 | 計画の概要 |
|--|------------------|--|
| 袖ヶ浜地区まちづくり協議会 袖ヶ浜地区地区まちづくり計画 平成 28. 9. 12 認定 | 袖ヶ浜地区 0. 67ha | 一戸建ての住宅を中心とした低層で閑静な住宅地を形成し、小規模な共同住宅等が共存した住環境の形成と保全を図る。また、緑や景観などの地区の良さを守り発展させるとともに、高齢者や障がい者等に優しく、子育てのしやすいまちづくりを進める。 |

第 6 節 都市景観

本市は、平成 3 年度に策定した「平塚市都市景観基本計画」や平成 5 年度に策定した「湘南ひらつか都市景観づくり要綱」に基づき、ゆとりとうるおいのあるまちなみづくりを目指して、各種の景観形成の施策を展開してきたが、近年の市民のまちづくりに対する意識の高まりの中で、今後は更に自然や歴史など地域の特性を活かした「景観」に配慮したまちづくりが求められている。

このような中、平成 20 年 12 月には、平成 16 年制定の景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定める「平塚市景観条例」を制定するとともに、これまでの取り組みを活かしつつ、新たな制度を活用するため、平塚市景観計画を策定し、市内の良好な景観形成に努めている。

1 都市景観形成事前協議・届出制度

民間施設及び公共施設の建築行為等を行う前に、設計者等関係者と景観形成の協議を行い、景観形成の誘導やアドバイスを行っている。

事前協議件数

(単位：件)

| 年度 | 民間施設 | 公共施設 | 合計 |
|----|------|------|-----|
| 28 | 46 | 73 | 119 |

2 地域で進める景観づくり

景観計画では、湘南ひらつか都市景観づくり要綱で「景観形成モデル地区」として指定した 3 地区を「海へのシンボル軸」「都市のシンボル軸」「歴史軸」として『景観重点区域』に改めて位置づけ、市全域を対象とした景観づくりの基本方針に加えて、地域の特性に応じた景観づくりの基本方針を定めるなど、より一層の良好な景観形成に努めている。

景観計画景観重点区域における住民主体の活動として、「歴史軸」では平塚宿まちなみ景観協議会による平塚宿マップの配布などを行った。また「都市のシンボル軸」では、商店会と地元住民が、東海大学との連携により、「大門通りぼんぼり市」などを行った。「海へのシンボル軸」では、地域住民と協力して平塚駅南口周辺の違反屋外広告物の簡易除却を行った。

第7節 屋外広告物

屋外広告物は、案内や情報提供など便利な反面、基準などがなく自由に設置されると、街並みや自然景観を乱したり、落下などの事故を引き起こしたりすることもあることから、神奈川県内では、神奈川県屋外広告物条例（以下、「県条例」という。）に基づき、設置・表示にかかる基準を定めており、本市は、平成18年4月から同条例の一部権限移譲を受け、実態調査や設置・表示の許可、条例への適合指導を行っている。

しかし、県内を一律に対象とした県条例では、本市の景観計画との不整合が見られたり、実態と合わない部分等が出てきたことから、平成23年度から平塚市屋外広告物条例制定の準備を進め、平成24年12月に公布、更に6か月間の周知期間を経て、平成25年7月1日に平塚市屋外広告物条例（以下、「市条例」という。）施行した。なお、市条例では、景観計画景観重点区域の一部などで、県条例よりも規制を強化し、逆に他の地域では、大型店舗に表示される壁面利用広告物などの壁面基準を緩和した。

屋外広告物の許可件数（平成28年度）

（単位：件）

| 広告塔 | 広告板 | 広告幕 | 壁面 利用 広告物 | 巻き つけ 看板 | 工作物 利用 広告物 | 車体 利用 広告 | 標識柱 | その他 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----------------|----------------|------------------|----------------|-----|-----|------|
| 19 | 250 | 17 | 245 | 2403 | 9 | 186 | 170 | 6 | 3305 |

第8節 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議

神奈川県下の鉄道輸送事情の渋滞に対処し、県下全域にわたる鉄道輸送力の増強を促進することにより、神奈川県民ひいては国民の生活と産業の進展に寄与する目的で県及び県下全市町村等で組織されている。また、県内における通勤・通学難の解消を図るなど、種々の問題を解決するため、幅広い角度から検討を加え、積極的な運動展開を行っている。毎年度、鉄道事業者等に要望活動を行っており、本市としては、東海道貨物線の旅客化の実現、JR根岸線や相模線、相鉄いずみ野線の平塚駅への乗り入れ、利便性向上などの要望を行っている。

これまでの具体的な実績としては、駅構内のバリアフリー化が進み利便性が向上したことや湘南新宿ラインの増発による輸送力の増強がなされたこと等が挙げられる。

第9節 市民病院行きシャトルバス

医療機関のない大神地区と市民病院の間で、外来通院者の交通利便性向上と過度な自家用車利用から、バス交通による施設利用へのシフトを図ることを目的とし、平成17年1月11日からシャトルバスの運行を行っている。

経路は田村、四之宮を通り真土地区を経由する「神田ルート」と、田村車庫、横内地区を経由する「横内ルート」の二系統で運行している。

なお、市民病院行きは「神田ルート」及び「横内ルート」2便ずつ、大神行きは「神田ルート」1便で、計5便の運行となっている。

第10節 バス利用促進

1 ノンステップバスの導入

高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的として、平成20年度より国と市の補助により、累計72台のノンステップバスを導入した。

2 バスロケーションシステムの導入

公共交通の利便性を高めることを目的として、平成22年度に国と市との協調補助により、路線バスのリアルタイムな運行情報を携帯電話等で把握できるバスロケーションシステムを導入し、市内全域の路線バスの接近情報や目的地の到着予測時間などの情報を容易に入手できるようになった。

3 バス停付近の自転車等駐車場の整備（サイクル&バスライド）

平塚駅から約3kmを超える地域の主なバス停付近に自転車等駐車場を整備し、自転車から路線バスへの乗り換えの利便性を向上させることで交通結節点の拡充を図っている。

バス停留所付近の自転車等駐車場

| NO. | 自転車等駐車場名 | 収容台数 | |
|--------|----------------|------|-----|
| | | 自転車 | バイク |
| 1 | しののめ橋第1自転車・バイク | 83 | |
| 2 | しののめ橋第2自転車・バイク | 67 | |
| 3 | あずま橋自転車・バイク | 103 | |
| 4 | あずま橋第2自転車・バイク | 50 | |
| 5 | 鈴川自転車・バイク | 100 | |
| 6 | 水神橋駐輪場 | 20 | |
| 7 | 長持駐輪場 | 20 | |
| 8 | 南金目駐輪場 | 40 | |
| 収容台数合計 | | 483台 | |